



2021年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社 **ラピーヌ**  
代表者名 代表取締役社長 佐々木ベジ  
[コード番号 8143 東証 第2部]  
問合せ先 取締役常務執行役員経営統括本部長 尾崎史照  
(TEL 06-6946-3600)

## 2022年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2021年7月14日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 対象となる四半期報告書

第74期(2022年2月期)第1四半期報告書(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

### 2. 延長前の提出期限

2021年7月15日

### 3. 延長後の提出期限

2021年8月6日

### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社では、当初予定の2021年7月13日に第74期(2022年2月期)第1四半期報告書の提出を行うための準備を進めてまいりました。当該四半期内の4月25日から発出された緊急事態宣言は、当初5月31日解除予定であったものの6月20日までの延長を受けて、感染拡大を防止する観点から出社人数の制限や時短勤務を継続する中ではありましたが、法令に定める提出期限までに提出できるよう決算業務に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、当社の主力販路である百貨店の休業、消費者の外出自粛などにより当該期間(2021年3月1日～同5月31日)における商品の販売機会が失われたことに加えて、あらたに7月12日から東京都に第4次緊急事態宣言が発出される事態となり、再度、共用資産の減損範囲の妥当性、及びコロナ禍で販売機会を失った「たな卸資産の評価額」の見直しを行う必要性を認識し、見直しに取り組むこととしました。

当該見直し作業につきましては、一定の期間を要すること、あわせて監査法人による追加的な監査手続きが必要であることから、法令に定める提出期限までに会計監査人による四半期レビュー報告書を受領することができない見込みとなりましたので、やむなく四半期報告書提出期限の延長申請を行うことといたしました。

### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

また、2022年2月期第1四半期決算短信の公表も四半期報告書の提出に併せて実施させていただきます。

以 上